

大臣官房会計課長
 地方協力局参事官
 防衛大学校総務部会計課長
 防衛大学校総務部管理施設課長
 防衛医科大学校事務局総務部経理課長
 防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
 防衛研究所企画部総務課長
 統合幕僚監部総務部総務課長
 陸上幕僚監部監理部会計課長
 陸上幕僚監部防衛部施設課長
 海上幕僚監部総務部経理課長
 海上幕僚監部防衛部施設課長
 航空幕僚監部総務部会計課長
 航空幕僚監部防衛部施設課長
 情報本部総務部会計課長
 防衛監察本部総務課長
 各地防衛局総務部長
 北海道防衛局管理部長
 東北防衛局企画部長
 北関東防衛局管理部長
 南関東防衛局管理部長
 畿中部防衛局企画部長
 中国四国防衛局企画部長
 九州防衛局管理部長
 沖縄防衛局管理部長
 各地方防衛局調達部長
 帯広防衛支局長
 東海防衛支局長
 熊本防衛支局長
 名護防衛事務所長
 防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備課長
 (公 印 省 略)

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について (通知)

標記について、別紙のとおり定め、令和8年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本対応については、この通知の適用日の前に行われた入札公告、既に契約された建設工事への適用を妨げない。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応要領

1 目的

今般、中東情勢の変化に伴い、塗料などの石油精製品（ナフサ等）を原料とする建設資材の納期遅延や価格が高騰している状況である。

このため、急激な建設資材の価格高騰等により、新規発注案件において予定価格と実勢価格に乖離が生ずるおそれがあるほか、工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されることから、建設工事を円滑かつ、適切に実施することを目的として、対応要領を定めたものである。

2 対象工事

特に影響を受ける石油精製品（ナフサ等）※を原料とする建設資材（以下「指定品目」という。）を含む建設工事であって、新規に発注する工事を対象とする。

※ 原油を精製した際に得られる石油化学の基礎原料で、塗料・断熱材・ウレタン塗膜防水・床材・壁材・接着剤などの原料をいう。

3 新規に発注する建設工事への対応

(1) 新規に発注する建設工事における工事費内訳明細書の作成に当たっては、以下のとおりとする。

ア 指定品目の単価は最新の刊行物を基本として作成するものとする。

イ 指定品目のうち、専門業者による見積徴収が必要なものにあつては、発注前に、専門業者に見積書の作成可否を確認する。ただし、専門業者から見積書の作成が困難である旨の回答があつた場合は、その項目を当初契約の対象外とし、必要に応じて契約後に受注者と協議のうえ、設計変更により対応するものとする。

ウ 指定品目に係る工事費内訳明細書作成に使用する刊行物の名称、月、内容等（価格を除く）及び見積採用単価については、「見積参考資料の交付の試行について（通知）（防整整第702号。令和7年1月17日）」に基づき、入札参加者へ交付する。

エ 契約後、単品スライド請求があつた際には指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象であることを入札公告等に明記するものとする。

(2) 精算は以下のとおりとする。

ア 令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律

第18号)において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことを踏まえ、適切な対応に努めるものとする。

イ 契約後に、受注者から建設工事請負契約書第27条5項の規定に基づき、単品スライド請求があった際には、受注者が購入価格を証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入価格を用いて請負代金額を変更するものとする。

なお、実際の購入価格を用いて請負代金額を変更する場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額算定式によりスライド額を算定すること。
- ・ 受注者から提出された見積書（対象材料毎に実際の購入金額の単価）と2社以上の見積り（実際の購入先の見積りは含まない）単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認すること。

ウ 別表に例示する指定品目については、「特例措置」として、1品目としてスライド判定を行うものとする。

なお、別表の指定品目に記載のない石油精製品（ナフサ等）を原料とする建設資材を含む建設工事にあつては、受発注者間の協議により指定品目に加えることができるものとする。

エ 本対応要領で示した事項以外については、建設工事請負契約書第27条の運用に係るマニュアル（案）について（通知）（防整技第6910号。令和5年3月28日）によるものとする。

4 最新の情勢の把握等

情勢が極めて流動的であることを踏まえ、指定品目の調達にあたっては、支障の有無や物価変動等の最新状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報について受注者に対し可能な限り提供を行うことや、受注者からの相談に対しては誠実に応ずるなどにより、その不安の解消に努めること。

また、資機材の納期が遅れる場合には、受注者と協議し工事一時中止及び工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

5 入札公告及び入札説明書への記載

見積参考資料の交付に先立ち、入札公告及び入札説明書の「工事概要」に見積参考資料を交付する試行工事であることを記載する。

また、契約締結後に単品スライド請求があった場合において、指定品目を1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象であることを記載する。

入札公告及び入札説明書への記載例

(○) 見積参考資料の交付について

本工事は、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の6日前（行政機関の休日を除く）までに見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第1条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は本工事の開札日までとする。

(○) 単品スライドの「特例措置」について

指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第5項（単品スライド）による請求があった場合、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

6 その他

本通知の運用にあたり、これに拠り難い場合は、整備計画局施設整備課長と協議するものとする。

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スクラップ 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な工 事材料	コンクリート 類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品 等
			木材類
		鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター 等
		非鋼製建具類	アルミ製建具 等
		ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、ケイ酸カルシウム板 等
		鋼製金物類	外装鋼板パネル、鋼製(ステンレス)手すり、軽量鉄骨下地 等
		非鋼製金物類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木 等
		主材料に石油 精製品(ナフ サ等)を使用 するもの※	アスファルト類(アスファルト防水、アスファルト合材 等)
			合成樹脂系材類(ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等)
			防水材
	シーリング材		
	雨とい製品		
	塗装材		
ビニル系床材			
壁紙材			
内装見切り材			
断熱材			
ユニットバス			

※指定品目

工種	区分	品目	工事材料
電気通信設備工事	鋼材類	鋼材類	金属管、鋼管、ケーブルラック 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な工 事材料	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置 等
		電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル 等
		主材料に石油精製品（ナフサ等）を使用するもの※	合成樹脂系材類（PF管、CD管、硬質ビニル管等） 盤類（分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等）

※指定品目

工種	区分	品目	工事材料
機械設備工事	鋼材類	鋼材類	鋼管、弁類、ダクト(高圧)ダンパー 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な工 事材料	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー 等
		保温類	保温材、保冷材、防露材 等
		ダクト付属品	制気口、排煙口 等
		コンクリート類	柵類 等
		主材料に石油精製品（ナフサ等）を使用するもの※	配管類(非鋼材)（塩ビ管、ポリエチレン管 等） 衛生器具類（衛生器具ユニット、浴槽ユニット 等） 給湯設備

※指定品目

工種	区分	品目	工事材料
土木工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、金属管、鋼管 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な工 事材料	コンクリート類	生コンクリート、セメント、コンクリート二次製品 等 等
		主材料に石油精製品（ナフサ等）を使用するもの※	アスファルト類（アスファルト混合物、ストレートアスファルト、改質アスファルト 等） 配管類(非鋼材)（塩ビ管、ポリエチレン管 等）

※指定品目